

市内土木工事登録業者の皆様へ

泉佐野市上下水道局下水道整備課
上下水道局水道工務課
都市整備部道路公園課
都市整備部建築住宅課
生活産業部農林水産課

市発注工事を受注した元請負業者様への

第三者賠償責任保険加入の確認について(令和2年度からのお知らせ)

平成24年度から設計金額130万円を超える入札及び随意契約案件について、現場説明事項または一般(特記)仕様書に賠償責任保険の加入義務付けを明記しております。

また、受注された元請負業者の皆様には、加入済の賠償責任保険の証書を下記の方法で確認させていただいております。

工事期間中の任意賠償責任保険については、従前より工事請負契約書約款第29条(第三者に及ぼした損害)中に、受注者の責による第三者に対する損害は受注者が賠償しなければならない。また、第58条(火災保険等)中に、受注者は工事目的物、材料等を保険に付さなければならないと定められており、賠償責任保険加入については、その賠償リスクを補填するうえでも特に重要なものです。

尚、保険料については従前より現場管理費、一般管理費の率計算部分に含まれていることを、申し添えておきます。

記

1. 保険金額(①および②の両方を満たすこと。)

①対人事故：1事故につき1億円以上。

②対物事故：1事故につき5千万円以上。

※ただし、対人・対物の区別がない場合は、1事故につき1億5千万以上とすること。

2. 保険期間 契約日から契約工期末の1ヶ月後まで。(但し、工事終了年度末の3月31日を超えないものとする。年間包括契約方式の場合を除く。)

また、工期が変更契約により延長された場合は、保険についても変更するものとする。

3. 保険契約方式 スポット契約方式もしくは年間包括契約方式のいずれか。

4. 確認方法 工事請負(変更)契約締結後すみやかに保険証書のコピーを監督員に提出する。